

消防用設備等には、定期的な点検が義務付けられています。

ヤマトプロテックでは、総合防災カンパニーならではの専門性・総合性を活かした各種点検から提出用報告書の作成、さらに社会ニーズや法改正を先取りしたメンテナンスサービスをご提案いたします。

メーカーメンテナンスのメリットとして、機器の交換などに対しても早急に対応が可能。全国ネットワークを生かした保守点検の対応を行っています。

Maintenance

消防法点検

- ①消防用設備等の点検報告制度
- ②防火対象物定期点検報告制度
- ③防災管理定期点検報告制度
- ④容器弁点検
- ⑤連結送水管・ホース耐圧試験
- ⑥PFOS含有消火薬剤の点検・交換
- ⑦自家発電設備点検

建築法点検

- ⑧建築物定期検査
- ⑨防火設備定期検査
- ⑩建築設備定期検査

YP独自のサービス

- ⑪各種設備改修工事
- ⑫24時間全国緊急連絡システム
- ⑬消防用設備等の劣化診断
- ⑭MMS(メンテナンスマネジメントシステム)
- ⑮消防用設備 YP防災安心パック(リース)

1

消防用設備等の点検報告制度

消防法によって設置が義務づけられている消防用設備は、専門的な知識を持った消防設備士や消防設備点検資格者によって定期的に点検を行い、消防機関に報告する義務が定められています。(消防法第17条の3の3)



点 検



点検種別と期間

〈機器点検〉6ヶ月に1回

消防用設備等の外観や機能を基準に従い点検する。

〈総合点検〉1年に1回

消防用設備等を作動させ総合的な機能を基準に従い点検する。



点検者

消防設備士または消防設備点検資格者



対象施設

1. 延べ面積1,000㎡以上の防火対象物
2. 地階または3階以上の階に特定用途(ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入する建物等)があり、かつ、階段が屋内1系統のみのもの

消防用設備等の種類

消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、避難器具、誘導灯、連結送水管、連結散水設備 など



点検報告書の作成

点検結果を、点検報告及び点検票に点検者が記入し、消防用設備等点検報告書を作成



報 告



報告の期間

〈特定防火対象物〉1年に1回

〈一般防火対象物〉3年に1回



報告者

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)の方が消防署長等へ提出

罰則

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金が科せられます。

2

防火対象物定期点検報告制度

防火対象物の管理について権原を有する者（建物のオーナー、事務所の代表者等）は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防署長に報告することが義務付けられています。



点 検



点検期間
1年に1回



点検者
防火対象物点検資格者



点検項目（一部）

- 防火管理者を選任しているか
- 防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付されているか
- 防火戸の閉鎖に障害となるものが置かれていないか
- 避難施設に避難の障害となるものが置かれていないか 他

対象施設

1. 特定防火対象物で収容人員が300人以上のもの
2. 特定1階段等防火対象物で収容人員が30人以上のもの



事前準備書類

- 防火管理者選任（解任）届出書の写し
- 消防計画作成（変更）届出書の写し
- 統括防火管理協議事項作成及び変更の届出の写し
- 消防用設備等設置届出書
- 消防用設備等検査済証
- その他



点検報告書の作成

点検者が防火管理の改善内容等を含め作成します。



報 告



報告の期間
1年に1回



報告者
管理権原者の方が消防署長等へ提出

罰則

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金が科せられます。

3

防災管理定期点検報告制度

防火対象物の管理について権原を有する者（建物のオーナー、事務所の代表者等）は、防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防署長に毎年1回報告することが義務付けられています。



点 検



点検期間
1年に1回



点検者
防災管理点検資格者

点検項目（一部）

- 防火管理者を選任しているか
- 避難訓練を実施しているか
- 家具等の落下、転倒、移動の防止措置がとられているか
- 地震による被害の軽減に必要な資機材が整備されているか 他



対象施設

1. 階数が11以上、延べ面積10,000㎡以上
2. 階数が5～10、延べ面積20,000㎡以上
3. 階数が4以下、延べ面積50,000㎡以上
4. 延べ面積1,000㎡以上の地下街



事前準備書類

- 防火管理者選任（解任）届出書の写し
- 消防計画作成（変更）届出書の写し
- 自衛消防組織設置（変更）届出書の写し
- 共同防災管理協議事項作成及び変更の届出の写し
- その他



点検報告書の作成

点検者が防火管理の改善内容等を含め作成します。



報 告



報告の期間
1年に1回



報告者
管理権原者の方が消防署長等へ提出

罰則

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金が科せられます。

4

容器弁点検

消防用設備等の容器弁点検についての法的位置づけが変わり、消防用設備等の容器弁点検が法的に義務付けられています。
(平成25年消防庁告示第19号)



対象となる設備



消火薬剤貯蔵容器(ポンペ)本体の頭部に設置する弁です。ヤマトプロテックの容器弁は、(一財)日本消防設備安全センター認定品です。経年劣化に備えて点検が必要です。容器弁は期限内に耐圧性能点検等を終わらせることが、定められています。
当社製以外の容器弁の点検、交換もご相談ください。



点検の種別と期間



設置後又は点検の実施後25年まで:
二酸化炭素を消火剤として用いるもの



設置後又は点検の実施後30年まで:
ハロゲン化物消火設備、窒素消火設備、
粉末消火設備・移動式粉末消火設備、
パッケージ型消火設備(起動用ガス容器の容器弁)



点検報告書の作成



ヤマトプロテックでは、国家資格を有する信頼できる担当者が、防災メーカーならではの専門性・総合性を活かした点検を行い、提出用報告書も作成します。

5

連結送水管・ホース耐圧試験

連結送水管は、平成14年(2002年)7月1日から耐圧性能点検が義務付けられています。

連結送水管の耐圧試験には、連結送水管を新設・改修した際に行う「耐圧放水試験」と、設置をした日から10年を経過した際等に行う「耐圧性能点検」とがあります。また、「耐圧性能点検」には、各種ホースの耐圧点検と連結送水管の配管の耐圧点検とがあります。



対 象

配管の耐圧性能(連結送水管)



点検要領(機器点検)
送水口から動力消防ポンプ又はそれと同等の試験を行うことができる機器を用いて送水した後、締切静水圧を3分間かけて確認する。



点検基準(機器点検)
所定圧力をかけた場合において変形または著しい漏水がないこと。
ホースの耐圧性能(屋内消火栓・泡消火設備・屋外消火栓・動力消防ポンプ・連結送水管・可搬消防ポンプ等)



点検要領(機器点検)
ホースの端末部に充水し、耐圧試験等により所定の水圧を5分間かけて確認する。



点検基準(機器点検)
所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。



点検の期間



設置後10年を経過したもの。
以降は3年ごとに実施。

6

PFOS含有消火薬剤の点検・交換

PFOSおよびPFOS類につきましては、現在、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）締約国会議の下部組織である残留性有機汚染物質評価委員会（POPRC）におきまして、世界的に製造・販売が制限されています。



対 象

NON-PFOS

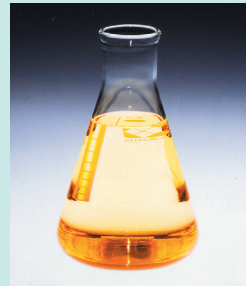
PFOSとは

PFOS<ペルフルオロオクタンスルホン酸>とは「フッ素化合物」の合成過程で生じる物質で、毒性が強く人体や環境に悪影響を及ぼす化学物質POPsの一種です。

水成膜泡消火薬剤や中性強化液消火薬剤、機械泡消火薬剤など、様々な消火薬剤に含有されています。

2009年の国際会議にてストックホルム条約の附属書Bに決定され、日本でも「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、2010年4月よりPFOS含有消火薬剤の製造・使用が事実上禁止されました。

設置されている消火器・消火薬剤がPFOSを含有しているか否かは、設置届・点検票から確認することができます。



PFOS含有消火器・消火薬剤の点検について



消防庁は2010年9月にPFOSを含有する泡消火設備を点検する際に消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合に限り、泡放射等を行うことを必要としない旨の点検基準改正の内容をとりまとめました。
（消防予第442号 平成22年9月30日）

ヤマトプロテックはPFOS交換を推奨します



全交換を推奨する理由として・・・

1. PFOSは、環境・人体・生物等への影響が危険視される第一種特定化学物質であります。
2. 総務省消防庁もPFOS薬剤の交換を推奨している。
（消防予第442号 平成22年9月30日）

7

自家発電設備点検

消防用設備等の非常用電源として設置されている自家発電設備は、消防設備点検に加え、定期的な負荷試験による点検が義務付けられています。しかし、設置状況によっては疑似負荷装置の配置が困難となり、装置を利用した点検ができない場合があります。そこで、平成30年6月1日に点検方法が改正されています。



点検内容

総合点検における運転性能の確認方法は負荷運転または内部観察により行うこと。



内部観察等とは？

◎以下の項目を確認することをいいます。

- ①過給器コンプレッサ翼及びタービン翼並びに排気管等の内部観察
- ②燃料噴射弁等の動作確認
- ③シリンダ摺動面の内部観察
- ④潤滑油の成分分析
- ⑤冷却水の成分分析



その他改正内容



- 負荷運転及び内部観察等の点検周期を6年に1回に延長できるよう、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じてください。

予防的な保全策とは？

◎不具合を予防する保全策として以下のような確認交換等を行うことをいいます。

- ①予熱栓、点火栓、冷却水ヒーター、潤滑油プライミングポンプがそれぞれ設けられている場合は1年ごとに確認が必要です。
- ②潤滑油、冷却水、燃料フィルター、潤滑油フィルター、ファン駆動用Vベルト、冷却水用等のゴムホース、パーツごとに用いられるシール材、始動用の蓄電池等についてはメーカーが指定する推奨交換年内に交換が必要です。

- 原動機にガスタービンをを用いる自家発電設備の負荷運転は不要
- 換気性能点検は負荷運転時ではなく、無負荷運転時等に変更
- 機器点検（6ヶ月に1回）
- 総合点検（1年に1回）
- 負荷運転または内部観察等（6年に1回）

8

建築物定期検査

不特定多数の人が利用する特殊建築物等(国等が所有又は管理する建築物を除く。)について、敷地、一般構造、構造強度及び防火・避難関係を用途・規模によって調査者(一級建築士等)が調査し、特定行政庁に報告するものです。



対象となる建築物・設備



定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧
2019年6月1日施行(改正)



検査・報告義務



調査者(一級建築士等)が調査し、特定行政庁に報告

定期点検・報告時期



毎年又は3年ごと

定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧 2019年6月1日施行(改正)

	用 途	規 模 又は 階(いずれかに該当するもの)	用 途 コード	報 告 時 期
特定建築物	劇場、映画館、演芸場	●地階 ●F ≧ 3階 ●A > 200㎡ ●主階が1階にないもので A > 100㎡(※) 〔※ A ≦ 200㎡の場合、階数が3以上のものに限る。〕	11	11月1日から翌年の10月31日まで (毎年報告)
	観覧場(屋外観覧席のものを除く。) 公会堂、集会場	●地階 ●F ≧ 3階 ●A > 200㎡(※) 〔※平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く。〕	12	
	旅館、ホテル	●F ≧ 3階 かつ A > 2000㎡	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	●F ≧ 3階 かつ A > 3000㎡	14	
	地下街	●A > 1500㎡	15	
	児童福祉施設等 (注意4に掲げるものを除く。)	●F ≧ 3階 ●A > 300㎡(※) 〔※平家建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く。〕	21	5月1日から10月31日まで (3年ごとの報告) (令和元年、令和4年…)
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	●地階 ●F ≧ 3階 ●A ≧ 300㎡(2階部分) ●A > 300㎡(※) 〔※平家建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く。〕		
	旅館、ホテル(毎年報告のものを除く。)		22	
	学校、学校に附属する体育館	●F ≧ 3階 ●A > 2000㎡	23	
	博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	●F ≧ 3階 ●A ≧ 2000㎡	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務所等を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	●F ≧ 5階 かつ A > 1000㎡	28	5月1日から10月31日まで (3年ごとの報告) (令和2年、令和5年…)
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗(毎年報告のものを除く。)	●地階 ●F ≧ 3階 ●A ≧ 500㎡(2階部分) ●A > 500㎡	31	
	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店		32	
	複合用途建築物 (共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く。)	●F ≧ 3階 ●A > 500㎡	33	
	事務所その他これに類するもの	●5階建て以上で、延べ面積が2000㎡を超える建築物のうち F ≧ 3階 かつ A > 1000㎡	34	
防火設備	下宿、共同住宅、寄宿舎(注意4に掲げるものを除く。)	●F ≧ 5階 かつ A > 1000㎡	40	5月1日から10月31日まで (3年ごとの報告) (令和3年、令和6年…)
	高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注意4に掲げるものに限る。)	●地階 ●F ≧ 3階 ●A ≧ 300㎡(2階部分)	41	
	随時閉鎖又は作動をできるもの (防火ダンパーを除く。)	●上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの ●以下に掲げる用途 A > 200㎡の建築物に設けられるもの 1.病院、診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。) 用途コード 29 2.高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注意4) 用途コード 49		前年の報告日の翌日から起算して、おおむね6か月から1年の間隔を空けて、原則、以下の期間に報告 用途コード 10番台 毎年4月から10月 用途コード 20番台 毎年4月から11月 用途コード 30番台 毎年4月から1月 用途コード 40番台 毎年4月から9月
	換気設備(自然換気設備を除く。)(注意5)	●上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの		毎年報告 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで 遊戯施設等は6か月ごとに報告
	排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの)			
	非常用の照明装置			
	給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)			
昇降機等	エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第六号に規定するエレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているもの)を除く。)	●ただし、かごが住戸内のみを昇降するもの(一戸建て、長屋又は共同住宅の住戸内に設けられた昇降機)を除く。		
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機 (昇降機の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いもの(テーブルタイプ)を除く。)			
	遊戯施設等(乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む。)			

注意
1. F ≧ 3階、F ≧ 5階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
ただし、A ≦ 200㎡の場合、階数が3以上のものに限りません。
2. Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
3. 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
4. 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。
5. 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
6. 用途・規模等、初回免除の考え方(新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。)等については、東京都都市整備局ホームページを併せて御覧ください。
(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)

9

防火設備定期検査

建築基準法改正により防火設備〈防火シャッター・防火ドア〉の定期検査・報告が義務化されています。(2014年6月4日公布、2016年6月1日施行)
防火設備の検査制度が、専門的な定期検査を行う報告の対象です。



対象となる建築物・設備

不特定多数の者等が利用する建築物など、安全性の確保を徹底すべき建築物等については法令により一律に定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことができるようにします。



主な指定対象施設

劇場、映画館、公会堂、病院、診療所、旅館、ホテル、体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スケート場、水泳場、百貨店、マーケット、展示場、遊技場、公衆浴場、店舗など、不特定多数の者が利用する施設

対象防火設備

- 随時閉鎖式の防火シャッター(耐火クロスクリーンを含む)
- 随時閉鎖式の防火ドア
- ドレンチャー設備



検査・報告義務

検査対象の建物所有者は、専門資格者に検査を委託し、その結果を地方自治体(特例行政庁)に報告することが義務付けられています。



定期点検・報告時期

民間等の防火設備：6ヶ月～1年までの間隔において特定行政庁が定める時期
国・特定行政庁の防火設備：1年以内ごと

10

建築設備定期検査

不特定多数の人が利用する特殊建築物等(国等が所有又は管理する建築物を除く。)について、建築設備(機械換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び給排水設備)を検査資格者(一級建築士等)が検査し特定行政庁に報告するものです。



対象となる建築物・設備



定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧
2019年6月1日施行(改正)



P10参照



検査・報告義務

調査者(一級建築士等)が調査し、特定行政庁に報告することが義務付けられています。



定期点検・報告時期

1年に1回

11

各種設備改修工事

万が一の火災に備えて消防用設備等の計画的な改修・リニューアル工事が不可欠です。

ヤマトプロテックでは、建物・設備のライフサイクルに対応した消防用設備等のメンテナンス&コンサルタントをご提案。建物トータルで、設置している消防用設備等の情報をデータベース化し、定期的に点検を行って報告書を提出します。また、適切な時期にリニューアルをご提案いたします。

未警戒期間を排除するための「耐用年数が来る前の部品交換」や、状況に合わせたレベル設定による「予算の立てやすい改修提案」など、どのようなことでも気軽にご相談ください。



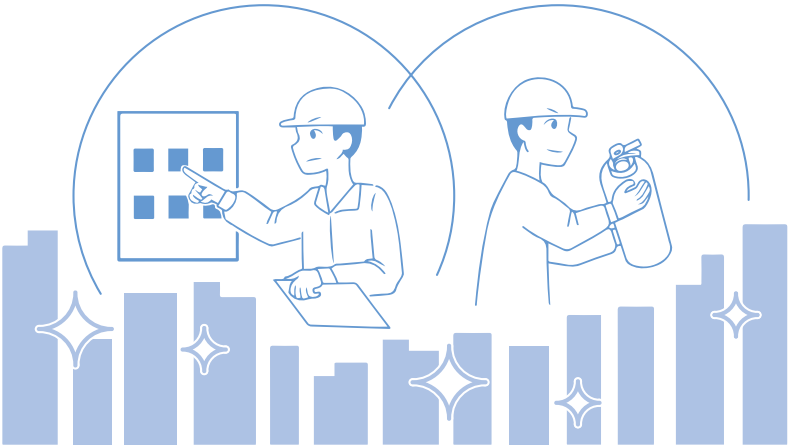
消防用設備等耐用年数の目安

消防用設備等は万一の火災に備えて常に警戒状態にあり経過と共に劣化します。



ライフサイクルに基づいた、メンテナンス&コンサルタント

ヤマトプロテックでは、建物・設備のライフサイクルに対応した消防用設備等のメンテナンス&コンサルタントをご提案。



ヤマトプロテック消防用設備等推奨交換周期

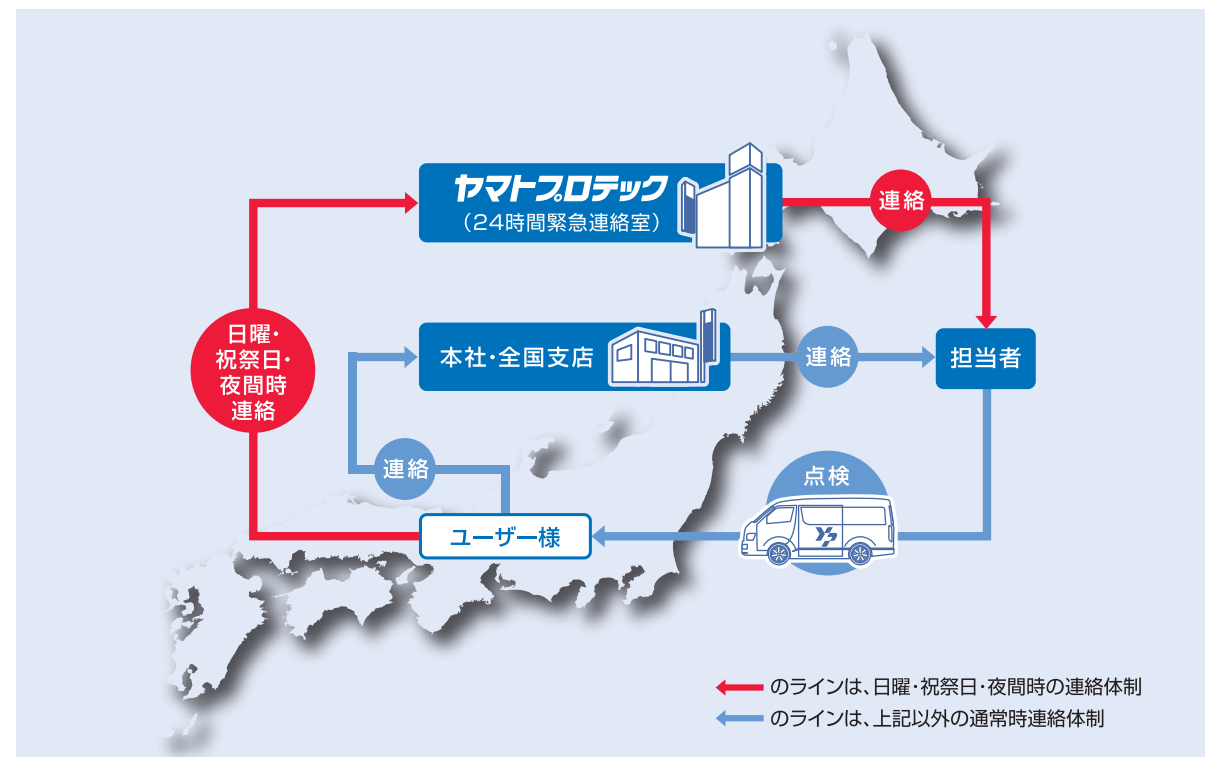
種 別		部 品	推奨交換周期	備 考	
消火器		業務用	10年	「設計標準使用期限」として表示。	
		住宅用	5年		
固定泡消火設備	YGS-108 YGS-108N YGS-198 YGS-180 YGS-180NP	消火薬剤貯蔵タンク	10年		
		消火薬剤			
		開放器	10年	YGS-108/108N 実使用5回迄。	
		圧力調整器	10年	ダイヤフラム締付け部は3年毎に増締めを行うこと。	
		ノズル・キャップ	10年		
		地区選択弁	10年		
		制御盤	10年		
		連結ホース	10年		
		ガス発生器	4年	YGS-198/180/180NP 未交換の場合、放射不能になる可能性あり。	
		不凍液、貯蔵タンク	10年	YGS-180NP	
		格納箱	10年	腐食・損傷が激しいものは交換。	
		産業用自動消火装置	ACO-4C ACO-7C ACO-10C ACO-15C AVF-6B ADC-20B	容器本体	10年
消火薬剤	10年				
ガス発生器	4年			未交換の場合、放射不能になる可能性有り。	
ノズル・キャップ・Oリング	10年			油の付着が甚だしい場合には、キャップが外れずに放射不能になる可能性あり。	
サーミスタ式感知器	5年			変形・損傷のあるものは期間内であっても交換必要。	
制御盤	10年			腐食・損傷・基板への虫の侵入が認められる場合は交換。	
格納箱	10年			腐食・損傷が激しいものは交換。	
厨房用自動消火装置	ES2-3HD ES2-3BRF ES2-3SRF ES2-3D			容器本体	10年
		消火薬剤	10年		
		ガス発生器	4年	未交換の場合、放射不能になる可能性あり。	
		ノズル・キャップ・Oリング	10年	油の付着が甚だしい場合には、キャップが外れずに放射不能になる可能性あり。	
		感知器	5年	変形・損傷のあるものは期間内であっても交換必要。	
		制御盤	10年	腐食・損傷・基板への虫の侵入が認められる場合は交換。	
		遠隔起動操作盤	10年	同上。	
		格納箱	10年	腐食・損傷が激しいものは交換。	
バケージ型消火設備	YPS-80 YPS-80A YPS-80B YPS-80C YPS-80F YUK-70・YUK-70H YUK-70L	消火薬剤貯蔵タンク	10年		
		消火薬剤	10年		
		圧力調整器	10年	ダイヤフラム締付け部は3年毎に増締めを行うこと。	
		連結管	10年		
		ノズル	10年		
		ホース	10年		
		格納箱	10年	腐食・損傷が激しいものは交換。	
		移動式消火設備	YDA-75CG・CGJ YDA-75CA YDA-75CAJ・CAJII YDA-75CM YDA-75CE YDA-75CH YDA-75S YDA-100AU YCC-90	消火薬剤貯蔵タンク	10年
消火薬剤	10年				
ノズル	10年				
ホース	10年				
AG型開放器	10年			YCC-90 実使用5回迄。	
ソーラーバッテリー	バッテリー			2.5年	
	本 体			5年	蓄電池工業会の基準に準じる。
格納箱	10年			腐食・損傷が激しいものは交換。	
避難口非常用	RE、RKB、RKC シリーズ			新築用	10年
		改修用	10年		
梯子避難	XA、XB、XC XD、XE、XF	金属製避難梯子	10年		
自動火災報知設備	YHJ-J001 YHJ-H001 YHJ-K001 YHJ-K002 YHJ-K003 YHJ-K004 YHJ-K005 YHJ-K006 YHJ-K007	受信機	10年		
		発信機	10年		
		感知器	10年		

※尚、推奨交換周期はメーカー推奨であり、消防法上の点検(有資格者による点検)による判断基準に該当するものではありません。

12

24時間全国緊急連絡システム

消防用設備等が常に正しく作動するよう、夜間、日曜・祝祭日を問わず、24時間お客様の問い合わせに対応できる、緊急連絡体制を導入しています。機器の異常や故障など、トラブル発生時にはいつでも迅速に対応します。



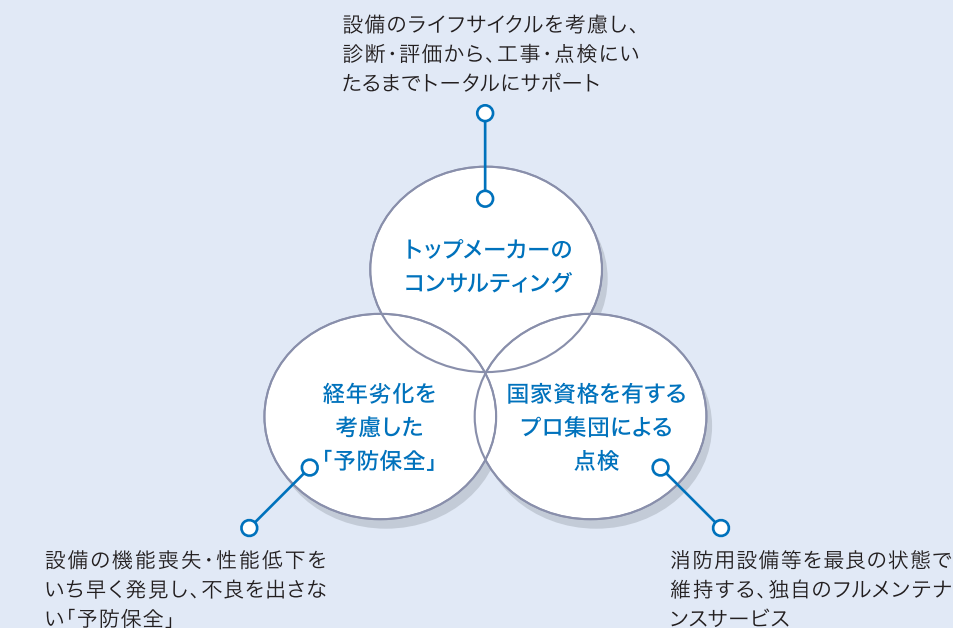
13

消防用設備等の劣化診断

設置している設備が、火災発生時にしっかり能力を発揮できるよう、劣化診断を行って消防用設備等の能力を確認してください。ヤマトプロテックでは、消防法で定められた基準を超える独自の厳しい保守基準を設定し、さまざまな劣化診断を請け負っています。



ヤマトプロテック劣化診断の特長



劣化診断 調査箇所

	診断対象	診断内容
配管肉厚調査	消防設備用配管 ●泡消火設備 ●スプリンクラー設備 ●連結送水管 等	消防設備配管の肉厚を調査。配管の基準肉厚と経年数・測定値を用いて残存寿命を割り出します。
配管内視鏡調査	消防設備用配管・弁 ●泡消火設備 ●スプリンクラー設備 ●連結送水管 等	配管に内視鏡を挿入し、内部の状態を観察して撮影。画像を見てサビの発生具合や腐食の様子を調査します。
可燃性ガス調査	貯水槽 等	可燃性ガス検知器を用いて、水素ガス・メタンガス等の可燃性ガス濃度を測定します。

14

MMS（メンテナンスマネジメントシステム）

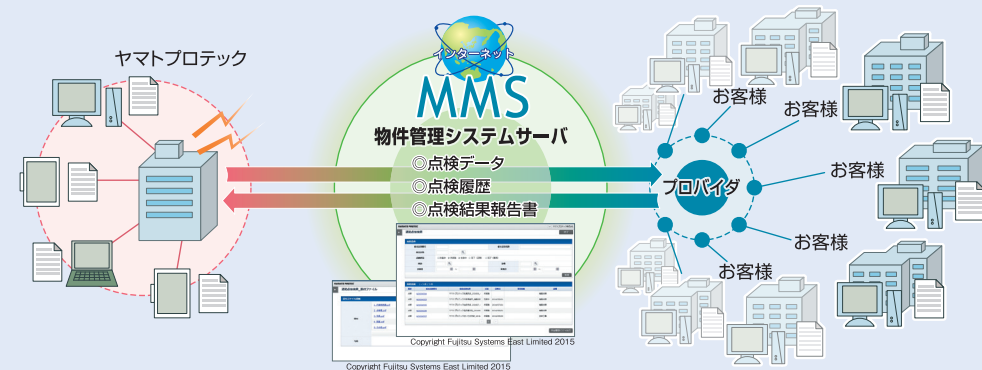
安全、簡単、便利に消防用設備等の点検を管理できるサービスです。
消防用設備等のトップメーカーである当社では、最適な状況で施設を管理するファシリティマネジメントの観点から消防用設備等を捉え、お客様の設備管理を総合的にサポートいたします。



MMS（メンテナンスマネジメントシステム）の特長

①消防点検情報をWebで一元管理

お客様の各地の支店・工場等の消防用設備等のメンテナンス情報を一元管理することが可能なので、煩雑になりがちな、複数物件のメンテナンス情報を集約し、従来よりも管理しやすくなります。各物件のメンテナンス状況が一覧で確認できるため、点検漏れなどのコンプライアンス違反の防止につながります。



いままでは各地の支店⇒地元の点検業者に発注、管理も支店に任せていて、管理が大変でした。ヤマトプロテックなら全国対応、Webにて点検結果報告書等の一元管理が可能です。Web環境があればいつでも、どこでも閲覧・ダウンロードが可能。書類管理がラクラクになります！

②点検の日程がWebで確認できる

いままでは、メール・電話・FAX等を使った日程確認が大変でした。当社の「MAINTENANCE MANAGEMENT SYSTEM」では、Webにて点検の日程が確認できて便利です。

③膨大な資料のペーパーレス化を実現

いままでは膨大な点検結果報告書等がありましたが、これからは当社のサーバーにお客様の所有する物件の点検結果の情報がデータで閲覧できます。

MMSにて使用するデータは全てデータセンターにて管理をしています。以下に代表される第三者認証の取得に基づく厳格な運用ポリシーの徹底により、お客様の大切なシステム環境の保守運用を実施しています。

ISO/IEC27001:2005	情報セキュリティマネジメントシステムの適合性認証
JIS Q 27001:2006	
SOC2	米国公認会計士協会 (AICPA) の基準を利用して提供される内部統制の仕組みや実施内容を評価、保証する制度

15

消防用設備 YP 防災安心パック（リース）

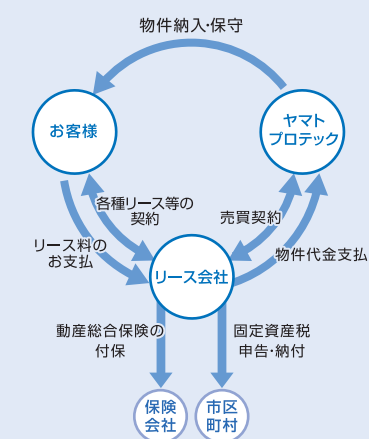
YP防災安心パックは一般の賃貸借やレンタル等のように、すでに貸手（リース会社）が持っているものから借手（お客様）が選んで借りるのではなく、借手を選んだものをリース会社が借手に代わって購入し、貸与するものです。

お客様が希望する商品をお客様に代ってリース会社が購入し、お客様にその商品を一定期間賃貸する取引になります。

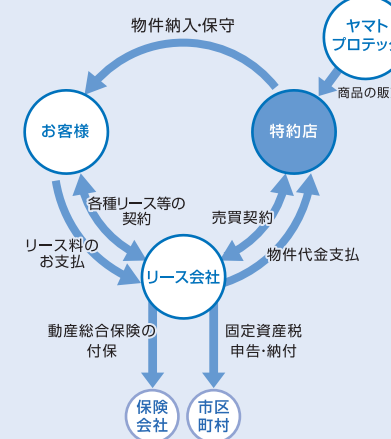


YP防災安心パックのしくみ

ヤマトプロテックと直接契約の場合



特約店さまによる契約の場合



安心パックならではの特長

- 特長 01 商品の選択** お客様は希望する商品を選んでファイナンスサービスを受けることが可能です。
- 特長 02 資金の調達** 一時期に多額の資金を調達する必要がなく資金にゆとりが生まれます。また100%の融資効果があります。
※物件金額800万円を越える場合は、決算書をご提出いただきます。
- 特長 03 事務処理の軽減** 固定資産税の申告納付（リースの場合）、動産総合保険（リース・延払いの場合）が付いております。

POINT!

YP防災安心パック（リース・延払い）では、**当社独自のフルメンテナンス契約※**をバックにすることが可能です。消防用設備等の管理が**最良の状態**で維持できます。

※FM（フルメンテナンス）契約とは、該当製品の保守点検費用と消耗品の交換費用が含まれます。
※消防用設備等をリース契約する場合は、お客様の会計士・税理士の同意が必要になります。

■点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防 火 対 象 物（消防法施行令第1表第1）		点検結果 報告の期間
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回
	ロ 公会堂、集会場	
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	
	ロ 遊技場、ダンスホール	
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ 個室のカラオケ、ネットカフェ等	
(3)	イ 待合、料理店等	
	ロ 飲食店	
(4)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、展示場	
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所等	
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅	3年に1回
(6)	イ 病院、診療所、助産所	1年に1回
	ロ 福祉施設等（自力避難困難者が入所する施設）	
	ハ 福祉施設等（通所施設等）	
	ニ 幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	3年に1回
(8)	図書館、博物館、美術館等	1年に1回
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	3年に1回
(10)	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る）	
(11)	神社、寺院、教会等	
(12)	イ 工場、作業場	
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	
(13)	イ 自動車車庫、駐車場	
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)	倉庫	
(15)	前各項に該当しない事業所	
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年に1回
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3年に1回
(16の2)	地下街	1年に1回
(16の3)	建築物の地階（16の2項に掲げるものを除く）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの〔（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る〕	
(17)	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	3年に1回
(18)	延長50メートル以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	

は特定防火対象物

メンテナンスに関することは、
当社営業社員までお問い合わせください。

消火用設備等のメンテナンスは、対象建物、点検内容、実施者、報告などさまざまなことが消防法により定められています。疑問点、質問などがありましたら、防災のエキスパートであるヤマトプロテック営業社員までお気軽にご連絡ください。防災コンサルタントとして、適切なアドバイスをさせていただきます。

※カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

※このカタログは、再生紙を使用しています。
※この商品写真は見本品です。



お問い合わせは
こちら

■消防用設備等の種類別点検資格・点検期間

消 火 用 設 備 等 の 種 類 (※)		点検期間	
		機器点検	総合点検
消火設備	消火器具	6ヵ月	1年
	屋内消火栓設備		
	スプリンクラー設備		
	水噴霧消火設備		
	泡消火設備		
	不活性ガス消火設備		
	ハロゲン化物消火設備		
	粉末消火設備		
	屋外消火栓設備		
	動力消防ポンプ設備		
警報設備	自動火災報知設備	3ヵ月	1年
	ガス漏れ火災警報設備		
	漏電火災警報設備		
	消防機関へ通報する火災報知設備		
	非常警報器具及び非常警報設備		
避難設備	非常通報装置（119番通報）	3ヵ月	1年
	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機避難橋その他の避難器具		
用水消防	誘導灯及び誘導標識		
	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水		
必要な施設に	排煙設備		1年
	連結散水設備		
	連結送水管		
	非常コンセント設備		
有する消防の用に供する設備等	無線通信補助設備	6ヵ月	1年
	パッケージ型消火設備		
	パッケージ型自動消火設備		
	共同住宅用スプリンクラー設備		
	共同住宅用連結送水管		
	共同住宅用自動火災報知設備		
	住戸用自動火災報知設備		
用設備等	共同住宅用非常警報設備		
	共同住宅用非常コンセント設備		
配線・非常電源・操作盤	非常電源専用受電設備	6ヵ月	
	蓄電池設備		
	自家発電設備		
	配線		
	操作盤		

(※) チェックされた設備等が設置され、点検を要するものです。

地震体験だけでなく、避難・消火訓練など
様々な体験ができる防災訓練車。

過去、日本で発生した「関東大震災」、「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」などの再現地震や今後発生が予測されている想定地震の「揺れ」が模擬体験できます。



火の安心を、つくろう。
Wishing for Your Safety

防災メンテナンスガイドブック【保守・点検】

2024年7月版

Maintenance Guide For Fire Protection System

確かな目で品質を守る
ヤマトプロテックの防災への意識

防災メンテナンスガイドブック 【保守・点検】